

(3) 審議会等における女性委員

イ．年度別状況

○ 審議会等委員

	審議会等総数	女性委員を含む審議会等数	女性委員を含む審議会等の割合	総委員数	女性委員数	男性委員数	女性委員の割合	男性委員の割合
昭和			%	人	人	人	%	%
50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	5,303	2.4	97.6
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4,318	4.1	95.9
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	4,409	5.5	94.5
平成								
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	4,200	7.9	92.1
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	3,853	14.1	85.9
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	3,154	20.9	79.1
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	1,293	24.7	75.3
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	1,286	25.0	75.0
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	1,269	26.8	73.2
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	1,268	28.2	71.8
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	1,238	30.9	69.1
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	1,239	31.3	68.7

○ 臨時委員、特別委員及び専門委員

	専門委員等総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員割合(%)	男性委員割合(%)
平成13年9月30日	7,201	763	6,438	10.6	89.4
平成14年9月30日	8,114	935	7,179	11.5	88.5
平成15年9月30日	8,815	1,091	7,724	12.4	87.6
平成16年9月30日	9,885	1,180	8,705	11.9	88.1
平成17年9月30日	9,039	1,165	7,874	12.9	87.1
平成18年9月30日	9,921	1,304	8,617	13.1	86.9

(注) 1. 国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等を対象に、内閣府が調査した。

2. 調査時点において、活動を停止している審議会等は含まれていない。60年は委員の半数以上が任命されていない審議会等について、7月末までに任命されたものはその状況を、任命されなかったものは任期切れ直前の状況により集計した。平成2年以降は、3月末までに任命されなかったものは任期切れ直前の状況により集計した。

3. 委員数は、調査時点において、実際に任命されている委員の数である。

4. 専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときは解任されるものをいう。

5. 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。